

被保険者各位

E A ファーマ健康保険組合
理事長 高橋 秀則

各種貸付規程の廃止について

令和 6 年 8 月 1 日に開催した第 1 1 回組合会において標記の件が議決されましたので公告します。

記

規程の名称・内容及び貸付実績等：

規程名	内容	貸付金額	貸付実績	代替制度
高額療養費 資金貸付規程	高額医療費の支給を受けることが見込まれるものに対し、高額医療費の支給を受けるまでの間、療養に要する費用を貸し付ける	高額療養費支給見込額の 10 分の 8	なし	限度額適用認定証の提示にて高額療養費支給見込額は窓口支払不要
在宅療養資金貸付規程	在宅に置いて療養を行うために必要な環境整備に要する費用を貸し付ける	標準報酬月額 の 3 か月相当額 (50 万円限度)	なし	-
出産費資金 貸付規程	出産育児一時金等の支給を受けることが見込まれるものに対し、出産育児一時金等の支給を受けるまでの間、療養に要する費用を貸し付ける	28 万円限度 (平成 18 年当時の 出産育児一時金 35 万円の 10 分の 8)	なし	直接支払制度の利用(9割)により出産育児一時金見込額は窓口支払不要

廃止理由：健保設立以来 5 年間で貸付実績が 1 件もなく代替制度も整備されており、規程の意義が失われたため

附則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日に廃止する。

以上